

# 改正点を網羅的に理解したい人のための 第三次改正中国商標法解説

Chikako Mori & Kan Touei



今回は商標権侵害および救済に関する規定のうち、損害賠償に関する規定の一つである改正商標法64条について取り上げる。同条は、中国の法曹界において大きな注目を集めた規定である。



## 1. はじめに

改正中国商標法実施条例は改正中国商標法施行日の前日である2014年4月30日に発表され、商標法と併せて5月1日に施行された。

また、商標法改正に関連し、司法解釈「改正商標法実施後の商標事件の管轄及び法律適用の問題に関する最高人民法院の解釈」（法釈[2014]4号）が2014年2月10日に最高人民法院審判委員会第1606次会議で可決され、5月1日より施行されている。

法釈[2014]4号には、商標事件の裁判管轄を含む、裁判所が関与するさまざまな重要規定が存在する。

とりわけ、改正法施行前にのみ存在していた権利侵害行為は、旧法の適用となる旨が規定されていることは押さえておきたい（9条）。それ以外の場合は（権利侵害が施行時前から継続しているものも含む）、新法が適用される。

連載第4回となる本稿では、損害賠償に関する規定の一つである64条にスポットを当てる。

## 2. 改正商標法64条

「商標権者は賠償を請求し、被疑侵害者が登録商標の不使用をもって抗弁する場合、人民法院は商標権者に対して直近の3年以内に当該登録商標の実際の使用を示す証拠を提出するよう命じることができる。

商標権者が直近の3年以内に当該登録商標を実際に使用した証拠を提出することができず、侵害により受けたその他の損失も証明できない場合、被疑侵害者は賠償責任を負わない。

商標権を侵害する商品であることを知らずに販売し、その商品を合法的に取得したことを証明でき、かつ商品提供者を示す場合、被疑侵害者は賠償責任を負わない」

64条2項はA) 商標権を侵害する商品であることを知らずに販売する場合で、B) その商品を合法的に取得したことを証明でき、かつ商品提供者を示す場合、被疑侵害者は賠償責任を負わない旨を規定しているが、これは旧法の56条3項の内容と実質的な変更はない。要するに、悪意のない使用者に

ついては一定要件下で、損害賠償責任を負わないとする規定である。

A) 被疑侵害者が商標権を侵害する商品であることを知らずに販売したと主張した場合であっても、例えば下記に示す状況のようなときには、商標権者は被疑侵害者の主張に対して反論することができる。

① 販売する商品にかかる商標の改ざんまたは置き換え行為が発見された場合、② 同一違法事実で再犯があった場合、③ 商標侵害に当たると事前に警告された場合、④ 仕入価格が明らかに市場相場価格より安い場合、⑤ 領収書や帳簿を改ざんした場合、⑥ 侵害行為が発見され、証拠を隠蔽・毀損し、虚偽の証明などを提供する場合。

B) その商品を合法的に取得したことを証明・立証する場合、施行条例79条は、下記の状況のいずれかをもってそれを証明することができる。

① 商品提供者が捺印またはサインした商品リストおよび商品の対価の領収書があり、かつ調査でそれが事実であり、もしくは商品提供者がそれを認

める場合、② 商品提供者と販売者間で締結した仕入れ契約があり、かつ調査で当該契約書が既に履行されたことが裏づけられている場合、③ 合法的な商品の仕入れの領収書があり、かつ領収書に記載された事項が商品に対応する場合、④ その他、商品を合法的に取得したことを証明できる場合。

#### ● 不使用の抗弁

商標権者が登録商標を使用していないことから業務上の信用がマークに化体しておらず、出所の混同が生じないため、使用者の行為が商標権侵害に当たるとしても損害は発生していないというのが不使用の抗弁である。

中国では使用する意思を欠いた先取り的な出願に基づく権利行使が見られ、商標権者の利益とそれ以外の者との利益調整のために64条1項が規定された。

なお、裁判所が不使用の抗弁を認めたとしても、商標登録が取り消されるわけではない。登録商標の取り消し処分は、請求を待って、行政機関の判断によって行われる。

#### ● 使用証拠の提出命令

今回の改正で、被疑侵害者側から不使用の抗弁がなされた場合、裁判所は使用証拠を商標権者側に求めることができる旨が法律上、明確に規定されることとなった。

改正前から登録商標の不使用取消請求制度は存在しており、侵害訴訟の実

務において裁判所が使用の証明を商標権者側に求めるケースもあった。

しかし、不使用取消請求制度は不透明な部分が多く、また裁判所が使用証明を求めるケースが事実上あるというだけで、使用証拠の提出は裁判実務において確立されたものではなかった。

本改正は裁判において実効性のある不使用の抗弁の主張ができる制度の創設につながる可能性が高く、本改正の意義は大きいように思われる。

#### ● 本改正前の判例

本改正により、直近の3年間に当該登録商標を実際に使用した証拠を提出できず、侵害によって被ったその他の損失も証明できない場合、被疑侵害者は損害賠償責任を負わない旨が規定された。

改正前において不使用の抗弁がなされ、権利侵害を認めつつ、損害賠償請求が却下された判例として、以下に「中农」事件〈(2004)海民初字第8212号〉を紹介する。

X社(原告)の商標



商標登録第828210号：国際分類1類  
指定商品：農林用、園芸用、森林用の化学品、化学製剤、肥料、工業用、化学用、農業用、森林工業用、化学工業原料、食品防腐用化学など。

### 3. 「中农」事件

本件は、原告・被告共に登録商標を有しており、原告の商標は先願先登録という関係にあり、被告の登録商標の指定商品には「包装」関連の商品が含まれていたという、やや特殊な事件である。

#### (1) 事件の経緯

原告である北京中農技術開発公司(以下、X社)は、2002年3月から2004年3月まで、被告である中国農業生産資料集团公司(以下、Y社)がX社の許可を得ずに販売している肥料にX社の登録商標と類似する商標を使用していた。

調査開始以降、Y社は広西柳江県農業生産資料公司と広西柳州地区農業生産資料公司柳江経営部に当該商標が付された塩化カリウム9638トンを販売し、1053万5800人民元の売上代金を獲得した。

故に、広西柳江県工商行政管理局は

Y社(被告)の商標①



商標登録第1416947号：国際分類22類  
指定商品：編組袋、繊維織物材料、キャノピー、ロープ、プラスチック包装テープ、油単、網状織物、充填材、(充填またはライナー用)包装材料(ゴム製もしくはプラスチック製のものを除く)、織物製包装用袋(包)など。

Y社に行政処分を行った。

「中国人民共和国商標法」52条1～2項（筆者注：旧法）の規定に基づき、Y社の前記行為はX社の商標権を侵害するものであり、X社は、Y社が商品の売り上げにより獲得した不法収入は28万5126.6人民元と算出し、同額の損害賠償を請求した。

Y社は、同社の提供するサービスを他者の提供するサービスと区別するため、輸入した肥料の包装に、合法的に登録を受けた商標を使用した。

Y社は、「当社の商標はX社の商標と区分が異なるため権利侵害には当たらない。また、X社は肥料の生産能力がなく、かつ3年間継続して登録商標を使用していないため、法に基づいて登録商標は取り消されるべきである」と主張した。

## (2) 裁判所の判断

北京市海淀区人民法院は、Y社が使用している商品はX社の商標に係る商品の区分と異なるが、原告、被告の商

Y社（被告）の商標②



商標登録第1409720号：国際分類35類  
指定役務：輸出入に関する事務の代理または代行、他人のための商品の販売の推進、商業または工業の管理に関する補助、事務の管理に関するコンサルティング、市場分析、人事管理に関するコンサルティングなど。

標には共に「中農」が含まれ、両商標は類似すると判断した。

また、被告の指定商品に包装に関する商品が含まれるとしても製品包装における被告の使用は、合法的な範囲を超えていると判断した。

そのうえで、X社が先に商標を登録しているため、Y社の行為はX社の商標権を侵害したと考えられるとし、裁判所は本判決の発効日より被告であるY社が販売している肥料の包装において、商標登録第1409720号の使用の停止を認めた。

Y社は、X社が3年間継続して当該登録商標を使用していないため、法に基づいてその商標が取り消されるべきであると述べたのに対し、裁判所は、X社の商標はいまだ関連管理部門に取り消されておらず、法により保護されている状態であることを認めた。

ただし、X社は当該商標を3年間継続して使用しておらず、X社が裁判所に経済的損失に関わる証拠を提供しな

かったため、Y社の侵害行為がX社に実質的な経済的損失をもたらしたとは認定できないとした。

よって、裁判所はX社による経済的損失の賠償請求を認めないとの判決を下した。

## 4. おわりに

今回は64条の規定およびそれに関連する判例について詳しく解説した。

次回(9月号)も引き続き、損害賠償に関する規定を紹介する予定である。

損害賠償をはじめとする権利行使に関する今回の改正は、知財先進国と同様の規定が設けられているだけではなく、それらの規定の実行性を担保することが重要なポイントの一つになっているように思われる。この点について、今後も注目していただきたい。

**森 智香子** Sun East知的財産事務所 所長・弁理士

早稲田大学非常勤講師。平成26年度日本弁理士会意匠委員会副委員長。中国で「日本商標法実務」を出版。「発明」「知財管理」「China IP」等における執筆多数。発明協会から「中国デザイン関連法」を出版。WIPOのマドリッドワーキンググループにオブザーバーとして参加するなど、国際的に活躍している。

【連絡先】〒140-0061 東京都中央区銀座2-12-3 ライトビル5F info@suneast-ip.com

**韓 登登 (Kan Touei)** チャイナ(華夏)正合知識産権代理事務所所長/中国弁理士/工学博士  
長年にわたり、特許および意匠出願業務に携わり、数多くの侵害事件、無効審判事件および、審決取消訴訟事件の代理人として活躍している。特に、「小型二輪車」意匠権審決取消訴訟二審逆転勝訴事件は、中国意匠審査基準に影響を与えたとして高く評価されている。

【連絡先】〒100044 中国北京市西城区西直門外大街1号院西環廣場2号楼17階C5室  
Tel.(86)10-5830-1655 (代表) http://www.czipa.com